

## 福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会 宿泊基本方針

第73回国民体育大会（以下「国体」という。）および第18回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他の関係者（以下「参加者」という。）の宿泊については、両大会の参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう次の基本方針に基づき提供する。

### 1 宿 舎

- (1) 両大会の参加者の宿舎は、原則として会場地市町内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿所をいう。以下同じ）を利用する。
- (2) 会場地市町内の旅館で両大会の参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じ、関係機関、団体等と協議のうえ、公共施設、寮、保養所、寺院、民家および近隣市町の旅館等を利用する。
- (3) 風紀上、衛生上および安全対策上等の理由により、支障があると認められる宿舎は利用しない。

### 2 配 宿

- (1) 国体における選手・監督および競技会に関わる役員（以下「選手・監督等」という。）の配宿は、競技会場および練習会場までの交通状況等を考慮し、会場地市町が行う。ただし、近隣市町の旅館等に配宿する場合および選手・監督等を除く参加者の配宿は、県と会場地市町が協議して行う。  
大会参加者の配宿については、県が行う。
- (2) 選手、監督が十分な休養、休息を確保できる環境づくりに配慮した配宿を行う。
  - ア 監督・選手の宿舎は、都道府県別、競技別、競技種別および男女別を考慮する。
  - イ 大会の選手・監督においては、障害特性を配慮する。
  - ウ 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督の宿舎とは別にする。

### 3 宿泊料金

国体参加者の宿泊料金は、県実行委員会と旅館等の関係団体と協議のうえ、公益財団法人日本体育協会において決定する。

大会参加者の宿泊料金は、国体宿泊料金を基本とし、県実行委員会が決定する。

### 4 食 事

両大会の参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスがよく、福井の豊かな自然で育まれた新鮮で品質の高い、海の幸、山の幸を取り入れた郷土色豊かなものとする。